

YOKOSUKAビジョン2030プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 新たな横須賀市基本構想・基本計画の策定に資するため、事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）第75条の規定に基づき、庁内にYOKOSUKAビジョン2030プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次期横須賀市基本構想・基本計画の内容に関する事項についての検討及び関係部課との調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、構成員40人以内をもって組織する。

2 構成員は、職員のうちから市長が任命する。

(プロジェクト会議のリーダー等)

第4条 プロジェクト会議にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、市長が指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議の会議は、リーダーが招集する。

2 プロジェクト会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 プロジェクト会議に、個々の課題ごとに具体的な検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の会員は、リーダーの指名する職員をもって充てる。

(分科会の会長等)

第7条 分科会に会長及び副会長を置く。

2 会長はリーダーが指名する会員をもって充て、副会長は会長の指名する会員をもって充てる。

3 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、会長及び副会長の職務並びに分科会の会議について準用する。

4 会長は、分科会において検討した事項をプロジェクト会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 プロジェクト会議及び分科会の庶務は、経営企画部都市戦略課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。